

一般社団法人全国警備業協会関係

加盟会員専用 お知らせ (令和7年度No.10)

下記のとおりのお知らせがありましたので参考にして下さい。

別添1 地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な運用等に関する総務省通達について

別添2 公共工事の円滑な施工確保に関する総務省並びに国土交通省連名通達について

別添3 建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費及び賃金支払いの確保について（周知依頼）

全警協発第2号

令和8年1月8日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた
低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な運用等に関する総務省通達について
(参考送付)

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月16日、総務省自治行政局行政課長等から各都道府県会計管理者等に対し、みだしの通達（別添のとおり）が発出されておりますので、ご参考までにお送りいたします。

ご案内のとおり、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用等につきましては、令和7年10月23日付文書（全警協発第185号「地方公共団体への要望活動の参考資料について」）により、各都道府県警備業協会に対し、所要の要望活動をされますようお願いをしているところであります。別添の総務省通達は、その運用等について、具体的に記述されているものであります。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、管内加盟員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

總行行第541号
總行經第4号
令和7年12月16日

各都道府県会計管理者
各都道府県契約担当部長
各都道府県財政担当部長
各都道府県行政改革担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市行政改革担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)
総務省自治行政局行政経営支援室長
(公印省略)

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた
低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な運用等について(通知)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」(令和7年6月13日閣議決定)及び「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされています。

総務省においては、「地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について」(令和7年6月26日付け総務省自治行政局行政課長・行政経営支援室長通知)等により、地方公共団体に対し、適切な価格転嫁のための取組として、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入等の取組を行っていただくよう依頼してきたところです。

この度、国の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組を踏まえ、地方公共団体の入札・

契約手続において留意いただきたい事項を下記のとおりお示しますので、貴職におかれましては、適切な価格転嫁に向けた一層の取組をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な運用について

（1）低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入等

関係省庁においては、各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査基準を速やかに設定することとされている。関係省庁における当該基準の設定状況については、別途、情報提供する予定であるので、各地方公共団体においては、当該基準の設定状況も参考にして、速やかに低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入（既に導入している場合においては、必要に応じて、低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し）について検討されたいこと。

（2）低入札価格調査事項等の事前周知

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、低入札価格調査制度を適用する案件に係る入札公告・入札説明資料等において以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知することが適当であること。

- ① 当該入札において、低入札価格調査制度を適用している旨
- ② 低入札価格調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ③ 積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めること
- ④ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があること

最低制限価格制度を適用する案件に係る入札公告・入札説明資料等においても、上記①のとおり、同制度を適用している旨を記載することが適当であること。

（3）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査

低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされるものと判断された場合においては、当該調査結果を踏まえつつ、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項に基づき適切に監督・検査を行い、その結果を、次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映すること。

すなわち、例えば、低入札価格調査において履行能力があると判断したが、実際の執行において現に問題が生じた場合には、次回以降の調達における仕様書において、より詳細に仕

様を記載する、又は、低入札価格調査の項目を充実させる等の措置を講じていただきたいこと。

2. ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大について
落札決定前に役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価するため、
ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
第 167 条の 10 の 2 第 1 項の総合評価落札方式の活用を検討されたいこと。

なお、ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務については、「「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドライン」の改正について」（令和 7 年 9 月 5 日付け総務省
自治行政局行政課長通知）も参考とすること。

3. 支庁・支所、一部事務組合、広域連合及び地方独立行政法人等への周知について
上記 1 及び 2 の取組を含め、適切な価格転嫁に向けた取組については、支庁・支所、一部事務組合及び広域連合等に対しても周知徹底を図ること。

なお、地方独立行政法人に対しても、こうした地方公共団体における取組も参考に、適切な価格転嫁に向けた取組を促進すること。

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

〔令和7年12月16日〕
〔府省庁等申合せ〕

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされている。

このため、各府省庁等の契約において、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、各府省庁等は、以下の取組を行うこととする。

1. ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大

落札決定前に役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価するため、ビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。

2. 低入札価格調査基準の見直し

労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は、各府省庁等に共通するビルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次低入札価格調査基準の見直しを行う。

3. 期中改定等の徹底

「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における契約金額の変更に係る条項の契約への設定、受注者からの契約変更の申出に対する誠実な協議、各部局の官公需相談窓口における相談対応等の取組を徹底する。

4. 本府省庁等から地方支分部局等への支援等

官公需は特に地方経済において重要な役割を果たしていることから、各本府省庁等は、所管する地方支分部局等においても、1から3までの取組が速やかに行われるよう、総合評価落札方式の具体的な評価基準・手法等に係る情報を提供し、相談に応じるなど必要な

支援等を行う。

5. 独立行政法人等への要請等

1から4までの取組等については、所管する独立行政法人等に対して、速やかな対応を要請する。

なお、これらの内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

6. その他

今後、各府省庁等における1から5までの取組状況も含め、令和7年度契約分に係る実態調査が行われる予定であることから、その結果等を踏まえて、必要に応じ、更なる追加の対応を行う。

財計第2918号
令和7年 6月17日
一部改正：令和7年12月16日

各省各庁会計課長等 殿

財務省主計局長 宇波弘貴

円滑な価格転嫁等に資する適切な低入札価格調査の実施等について（依頼）

令和6年9月30日付「低入札価格調査制度の実態調査について（依頼）」（以下、「令和6年実態調査」という。）により当省と中小企業庁において実施した調査の結果を踏まえ、低入札価格調査制度の在り方のみならず、官公需を中心とした公共調達の在り方について「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定。以下「新資本実行計画」という。）及び「経済財政運営と改革の方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）により運用の見直しを行うこととされたところ。

このため、低入札価格調査に関する事務を行うに当たっては、より実効性のある調査となるよう、下記に留意することとし、その旨貴省庁関係部局にも周知徹底願いたい。

なお、今後、低入札価格調査制度の実態調査を再度行うことを予定しており、その結果を踏まえて、更なる制度改善の措置を実施する場合があるので、ご承知おき願いたい。

記

1. 低入札価格調査制度の適切な運用の徹底

（1）低入札価格調査制度に関する法令遵守について

低入札価格調査制度は、

- ① 各省各庁の長が、その入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準を作成し（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条）、
- ② 入札の結果、入札価格が、①の基準（以下「調査基準」という。）に該当する

こととなったときは、低入札価格調査をしなければならない（予決令第 86 条）とされている。しかしながら、令和 6 年実態調査の結果、調査基準に該当する請負契約について、低入札価格調査を実施していない契約が存在することが判明した。

新資本実行計画において官公需も含めた価格転嫁・取引適正化のための「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」を策定し、関係省庁一丸となってこれを強力に実行することとされており、この中で低入札価格調査制度について運用見直しを実施することとされている。このため、今後の低入札価格調査制度の運用に当たっては、

- ・ 予定価格が 1,000 万円を超える請負契約については低入札価格調査を導入すること
- ・ 入札価格が調査基準に該当している場合には、調査を確実に実施することとされたい。

（2）低入札価格調査事項等の事前周知について

入札公告・入札説明資料等において以下の事項を記載し、入札参加者に事前に周知すること。

- ・ 調査基準に該当した場合に提出を求める積算資料等の詳細
- ・ 積算資料等の提出に応じない場合又は不十分な場合には説明を求めるこ
- ・ 積算資料等の提出・説明に応じない場合又は不十分な場合には「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」ものとして落札者としない場合があること

（3）低入札価格調査の実施方法について

低入札価格調査を実施するに際しては、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な人件費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を徹取する等により確認すること。特に人件費等については、

- ・ 過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか、
- ・ 都道府県別の賃金水準など利用可能な資料（※）により適切な単価で積算されているか否か 等

※ 例えれば、都道府県別の最低賃金、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃（国土交通省告示）、厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査の賃金指数、各種物価指標などについても可能な限り調査・確認を行うこと。

低入札価格調査により合理的な理由なく業務の履行に必要な人件費が見込まれていないと認められた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、落札者としないよう取り扱うこと。

なお、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）に基づき閣議決定された「令和 7 年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針について」（令和 7 年 4 月 22 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の第 2、4（3）に記載された事項に特に留意すること。

（4）低入札価格調査実施後の契約に係る監督・検査について

低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされるものと判断された場合においては、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を、次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映すること。

（5）落札者を決定した場合の情報提供

今後、低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされるものと判断された場合についても、上記（3）の観点による調査の内容及び判断理由等を記した資料の提供を求め、当省において更なる運用改善の参考とする予定であるため、ご承知おき願いたい。

2. 公共調達における価格転嫁の徹底について

（1）「国等の契約の基本方針」の確実な実施及び周知徹底

国等の契約における円滑かつ適正な価格転嫁等の推進については、基本方針において国等が講ずべき対策が具体的に記載されており、当該対策の実施及び関係機関への周知を徹底すること。

（2）予定価格の適正な作成について

低入札価格調査における調査基準は、各府省において予定価格の一定割合に定められており、予定価格が低すぎると低入札価格であっても低入札と認識されず、予定価格が高すぎると適切な入札価格であっても低入札価格と認識されるという問題が発生する。このため、適切に低入札価格調査が実施されるためには、契約担当官等により予定価格が適正に作成されることが大前提となる。

予決令第 80 条第 2 項において予定価格は、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」とされていることから、予定価格の作成に当たっては、漫然と前年度の契約金額を参考にするのではなく、適時の市場調査や最新の各種統計等の結果も参照しつつ、

人件費、原材料費、エネルギーコスト等についての実勢価格等を適正に反映させるため、基本方針第2、4（2）適切な予定価格の作成に記載された事項に特に留意して行うものとする。この際、通常見込まれる価格変動についても適切に反映する必要があることに留意すること。

（3）急激な物価変動に伴う契約変更について

複数年度契約の場合や予期せざる急速な物価上昇が生じた場合等において、適切に契約変更を行わなければ契約の内容に適合した履行を期すことができない場合がある。このため、

- ・ 労務費やエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うこと。特に最低賃金額の大幅な改定があった場合には当該改定に合わせて契約金額を変更する必要があるか否かについて受注者に確認すること
- ・ あらかじめ契約変更に関する条項及びその適用条件等を契約書に記載しておくこと。なお、可能な場合には公共工事におけるスライド条項等も参考にすること

等の必要な措置を適切に行うこと。なお、対応に当たっては、基本方針第2、4

（4）及び（5）に特に留意すること。

3. 個別の契約事務に係る留意事項について

個別の契約事務に当たっては、次の点に留意すること。

- ・ 価格以外のきめ細かな要素を評価することができるよう、必要に応じて総合評価落札方式を積極的に活用すること。
- ・ オープンカウンター方式を採用する場合において、緊急時の対応が必要となるときは、必要に応じて地域要件を設定することも考慮しつつ、上記1. 及び2. の内容を踏まえ、適切に対応すること。
- ・ 契約内容を履行するにあたって、契約内容を分離又は分割することがより効果的・効率的な履行に資する場合にあっては、分離・分割発注を活用すること（基本方針第2、2（2））。

4. 府省庁等申合せについて

府省庁等において、別紙「各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について」（令和7年12月16日府省庁等申合せ）のとおり申合せがなされたことから、これについても確実に対応されたい。

各府省庁等の契約における適切な価格転嫁の推進に向けた取組について

〔令和7年12月16日
府省庁等申合せ〕

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）、「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和7年11月21日閣議決定）等において、賃上げと投資を可能とするだけの十分な原資を確保することのできる環境整備の一環として、地方経済において重要な役割を果たしている官公需について、物価上昇を踏まえた価格転嫁の徹底を図ることとされている。

このため、各府省庁等の契約において、受注企業の労務費、原材料費等のコスト増加分に係る適切な価格転嫁がより一層推進されるよう、各府省庁等は、以下の取組を行うこととする。

1. ピルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約における総合評価落札方式の適用拡大
落札決定前に役務提供体制・専門的資格等の詳細を審査し、提供役務の内容を評価するため、ピルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約において、地方支分部局等を含め、総合評価落札方式の適用を順次拡大する。
2. 低入札価格調査基準の見直し
労務費、原材料費等の適切な価格転嫁を図るため、関係省庁は、各府省庁等に共通するピルメンテナンス・庁舎清掃・警備契約について、直接人件費・直接物件費を指標とする等の新たな低入札価格調査基準を速やかに設定する。当該基準設定後、各府省庁等は、令和7年度末までに順次低入札価格調査基準の見直しを行う。
3. 期中改定等の徹底
「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和41年法律第97号）に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における契約金額の変更に係る条項の契約への設定、受注者からの契約変更の申出に対する誠実な協議、各部局の官公需相談窓口における相談対応等の取組を徹底する。
4. 本府省庁等から地方支分部局等への支援等
官公需は特に地方経済において重要な役割を果たしていることから、各本府省庁等は、所管する地方支分部局等においても、1から3までの取組が速やかに行われるよう、総合評価落札方式の具体的な評価基準・手法等に係る情報を提供し、相談に応じるなど必要な

支援等を行う。

5. 独立行政法人等への要請等

1から4までの取組等については、所管する独立行政法人等に対して、速やかな対応を要請する。

なお、これらの内容については、総務省から地方公共団体に対しても周知を行う。

6. その他

今後、各府省庁等における1から5までの取組状況も含め、令和7年度契約分に係る実態調査が行われる予定であることから、その結果等を踏まえて、必要に応じ、更なる追加の対応を行う。

全警協発第3号

令和8年1月8日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会

専務理事 黒木 慶英

公共工事の円滑な施工確保に関する総務省並びに国土交通省連名通達について

(参考送付)

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月17日、総務省自治行政局長並びに国土交通省不動産・建設経済局長の連名により、各都道府県知事等に対し、みだしの通達（別添のとおり）が発出されておりますので、ご参考までにお送りいたします。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、管内加盟員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

謹 白

總行行第532号
国不建第115号
令和7年12月17日

各都道府県知事 殿
(市区町村担当課、財政担当課、契約担当課扱い)
各都道府県議會議長 殿
(議会事務局扱い)
各指定都市市長 殿
(財政担当課、契約担当課扱い)
各指定都市議會議長 殿
(議会事務局扱い)

総務省自治行政局長
(公印省略)

国土交通省不動産・建設経済局長
(公印省略)

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靭化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各地方公共団体におかれでは、「「強い経済」を実現する総合経済対策」(令和7年11月21日閣議決定)や「第1次国土強靭化実施中期計画」(令和7年6月6日閣議決定)の趣旨及び「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」(令和7年4月10日付け總行行第107号・国不入企第1号)において要請した内容を踏まえ、下記の措置を適切に講じることにより、今後の公共工事の円滑な施工確保を図っていただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「入契法」という。)第21条第2項に基づき、要請します。

各都道府県及び各指定都市におかれましては、本要請が府内の公共工事発注担当部局に対して広く周知徹底され、一部の部局のみならず、府内の公共工事発注担当部局すべてにおいて本要請に即した措置が適切に講じられるよう改めて

庁内関係部局の連携と情報共有について徹底いただくとともに、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表について (適正化指針 第2 5 (2))

公共工事の適正な施工を確保するためには、良好な労働環境の整備等により工事に従事する技能労働者の育成及び確保が図られることが重要であり、そのためには、技能労働者の適切な賃金水準の確保を図ることはもとより、建設企業が将来の見通しをもちながら技能労働者等の安定した雇用・就業環境の形成を図ることができるよう、公共投資の安定的・持続的な見通しの確保を図ることが必要である。

このため、各地方公共団体におかれては、計画的な社会資本整備や防災・減災、国土強靭化対策等の実施のみならず、社会資本整備の担い手となる技能労働者の育成及び確保の観点からも、中長期的な見通しのもとで、安定的・持続的な公共投資の確保を図るとともに、各工事における諸手続にかかる期間等も考慮しつつ、計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表に努めること。

2. 適正な価格による契約について

(1) 適正な予定価格の設定について (適正化指針 第2 4 (1))

予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、賃金の上昇や資機材価格の高騰などを含む市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、建設発生土や建設廃棄物等の建設副産物の運搬・処分等に要する費用や、法定福利費、公共工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、災害協定に基づき発注者がその実施を要請する災害応急対策工事等に係る保険契約の保険料、安全衛生経費、建設業退職金共済制度の掛金等、実際の施工に要する通常妥当な経費について、適切な積算を行うこと。

加えて、予定価格に起因した入札不調・不落により再入札に付するときや入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じているとき、災害その他の特別な事情により通常の積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事の全部又は一部の見積書を徴すること、週休2日の確保等の必要性に鑑み、実態を踏まえた補正を行うこと等も含め、必要となる経費を適正に計上することその他の方法により積算を行うこと

により、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。また、積算に用いる歩掛等が現場実態と合わないと認められる場合においては、見積書を徴すこと等により、適切な歩掛等を設定するなど、適正な予定価格の設定のために必要な措置を講ずるよう努めること。

なお、予定価格を設定する際に適切な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年法律第18号。以下「品確法」という。) 第7条第1項第1号の規定に違反すること、公共工事の品質や工事の安全の確保に支障をきたすとともに建設業の健全な発達を阻害するおそれがあることから、これを厳に行わないこと。また、見積り等を参考にする場合において、見積価格やメーカー等の販売希望価格に対して発注者が妥当性を確認していない独自の乗率等を考慮して価格を設定する運用は、公平性・透明性を損なうおそれが高く、ひいては、実質的に歩切りと類似する結果を招くおそれがあることから、これを厳に行わないよう徹底すること。

(2) ダンピング対策の強化について（適正化指針 第2 4 (3)）

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。以下同じ。）を排除すること。低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のどちらも未導入の地方公共団体にあっては、早急に制度導入に向けた検討を行うこと。

また、令和4年3月に「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が見直されたことを踏まえ、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格について、必要に応じてその算定方式の改定等により適切に見直すこと。また、入札金額に応じて調査基準価格等を設定することは、過度な価格競争を引き起こす要因となり得ることに留意すること。特に、ダンピング受注による問題が生じていると疑われる場合には、算定方式の見直しについて速やかに検討すること。低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の対象工事について、一定額（以下「適用下限額」という。）以上の工事に限定している団体も見受けられるが、ダンピング対策の強化・徹底という観点からは、低入札価格調査等の対象については幅広く捉えることが適切であり、適用下限額の引き下げを含めた適切な対応に努めること。

加えて、適正な水準の労務費を確保する観点や低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った金額で入札した者に対しての調査の適切な実施の観点から、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」（令和7年12月国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、入契法第13条第1項の規定に基づく労務費等の内訳が記載された入札金額内訳書の確認の実施等を徹底すること。なお、同法第12条の規定に反する入札金額内訳書の様式を定めている場合は、速やかに適切な様式へ変更すること。

(3) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上について（適正化指針 第25(4)）

工事の円滑な施工を確保するためには、工事目的物の仕様のほか、工事の施工条件を設計図書に適切に明示し、関係者間の責任関係が明確化された対等な関係のもとで工事が適正に施工されることが重要である。

このため、工事に必要な施工条件（自然条件を含む。）等を設計図書に適切に明示すること。あわせて、必要となる経費を適切に計上することにより、明示した施工条件と積算内容との整合を図ること。特に猛暑日については工期に見込んでいる日数を仕様書等で明示するとともに、見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期の延長及びその日数に応じた請負代金の変更に必要な変更契約を適切に締結すること。さらに、工事現場における熱中症対策の観点から、共通仮設費や現場管理費における必要な費用計上を行うよう努めること。また、近年の過酷な夏の暑さを踏まえ、受注者から現場環境に鑑みた休工や時間変更等の猛暑対策の申し出があった場合には適切に対応すること。

(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施について（適正化指針 第25(4)）

発注者・受注者間の対等性を確保し、公共工事の適正な施工を確保するためには、必要があると認められるときに設計図書の変更を適切に行い、かつ、施工に必要な費用や工期が適切に確保されることが重要である。

このため、設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、用地取得等、工事着手前に発注者が対応すべき事項に要する手続の期間が超過するなど設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合、災害の発生などやむを得ない事由が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、適切に設計図書の変更を行うこと。

さらに、工事内容の変更が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合等には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、公共工事標準請負契約約款に沿った契約約款に基づき、必要な変更契約を適切に締結するものとし、この場合において、工期が翌年度にわたることとなったときは、繰越明許費の活用その他の必要な措置を適切に行うこと。特に、発注者からの指示等に基づき施工が進められており、設計図書の変更及びこれに伴って請負代金の額や工期の変更が必要と認められる場合にもかかわらず、請負代金の変更見込金額が当初の請負代金額と比較して一定の割合を超えたことのみをもって設計変更に応じない、若しくは設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことは、厳に慎むこと。

また、変更手続きを円滑に実施するため、設計変更が可能となる場合やその手続き等について設計変更に関する指針（設計変更ガイドライン）の策定・公表に努めること。策定した指針の内容は、特記仕様書に契約事項として取扱う旨を記載するなどの方法により、指針の適正な履行が図られるよう努めること。

3. 適正な工期設定について（適正化指針 第2 5 （1））

「工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定・勧告、令和6年3月最終改定）等に基づき、工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件のほか、工事に従事する者の休日、準備期間、後片付け期間、降雨日や猛暑日などの作業不能日数等を考慮するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた労使協定を結ぶ場合でも上回ることのできない罰則付きの時間外労働の上限規制（以下「時間外労働規制」という。）の遵守を前提とした、適正な工期の設定に努めること。この際、猛暑日の考慮については、工期に関する基準において、工期の設定に当たり、夏期におけるWBT値が31以上の場合における不稼働等を考慮することとされていることに留意すること。国土交通省直轄土木工事の工期設定にあたっては、「工期設定支援システム」（参考1）を活用しているので、参考にされたい。

公共工事の円滑かつ適切な執行のためのみならず、建設産業が魅力的な産業として将来にわたってその担い手を確保していくためにも、長時間労働の是正や週休2日の推進は不可欠である。このため、週休2日工事の確実な実施やその対象工事の拡大に努めること。特にこれまでに週休2日工事を実施していない発注者においては、早急にその導入を行うこと。既に実施をしている発注者においては、対象工事の範囲等を見直すなど全工事に対する週休2日工事の達成割合が向上するよう努めるとともに、工期を通じた週休2日のみならず、月単位や週単位での週休2日についても、地域の実情を踏まえ、対応を充実するよう努めること。

さらに、都道府県においては、著しく短い工期による請負契約を締結した発注者に対して建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の6第2項に基づく勧告を行う建設業許可部局とも連携し、管内市区町村その他発注者による適正な工期の設定の取組を促進すること。

また、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度の活用など、契約上の工夫を行うよう努めること。

（参考1）

○国土交通省HP「働き方改革・建設現場の週休2日応援サイト」

https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html

4. 施工時期の平準化について（適正化指針 第2 5 （2））

施工時期の平準化は、円滑な施工確保に資することに加え、年間を通じた工事量の安定による工事に従事する者の待遇改善や、人材・資材・機材等の効率的な活用促進による建設業者の経営の健全化、工期に関する基準に基づく時間外労働規制を遵守した適正な工期の確保等に寄与し、ひいては公共工事の品質確保につながるものである。このため、1. でも述べた計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表のほか、余裕期間制度の活用などによる柔軟な工期の設定、積算の前倒し、工期が1年以上の公共工事の

みならず工期が1年に満たない公共工事についての繰越明許費や債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期設定などの措置を講ずることにより、繁忙期の解消を含め、施工時期の平準化を図ること。

その際、公共工事品質確保法第30条の規定に基づき、財政部局と各発注担当部局等が緊密に連携して、施工時期の平準化を図るために必要な取組を進めること。

5. 急激な物価変動等を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保等について（適正化指針 第2 5 （4））

積算に用いる資材単価については、物価資料の毎月の改定にあわせて、毎月など適時に改定を行う、資材単価の設定に当たっての調査頻度を増加させるなどの対応をとること等により、地域の実情や市場における最新の実勢価格を適切に反映できるよう努めるとともに、最新の公共工事設計労務単価が公表された際の早期活用や発注手続き中の工事への適用を行うことにより、市場における労務の取引価格等を的確に反映するよう努めること。

資機材の納期を勘案した工期の設定を行うほか、受注者の責によらない事情により納期が遅れる場合には、工期延期等により必要な工期が確保されるよう措置を講ずるとともに、その際に必要となる経費の計上を行うこと。

契約後の資材や労務費の高騰等の変動に備えたいわゆるスライド条項（公共工事標準請負契約款第26条）の運用基準を策定するとともに、当該基準について受注者・建設企業とあらかじめ共有するよう努めること。特にスライド条項の運用基準を未策定の発注者においては、品確法第7条第1項第13号において発注者の責務とされていることも踏まえ、早急に当該基準を策定すること。その際、下記のウェブページ（参考2）に国土交通省における運用基準等が掲載されているので、参考にされたい。このうち、特に、いわゆる単品スライド条項（同条第5項）については、購入価格が適当な金額であることを証明する書類を提出した場合は、「実際の購入価格」の方が「購入した月の物価資料の単価」より高い場合であっても、「実際の購入価格」を用いて請負代金額を変更することを可能とする運用を講じているところであり、これを参考に運用の見直しを図る等の適切な対応に努めること。

入契法第13条第2項において、各発注者は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰等の事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならないこととされている。各発注者においては、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」（国土交通省不動産・建設経済局建設業課）も参照の上、当該協議に対し、誠実かつ適切な対応を講ずること。なお、この場合における誠実な協議については、公共工事標準請負契約款に沿った契約款に基づき適切に対応を行うことを前提とするものであるが、例えば、予算の不足や過去の変更契約実績がないことを理由に協議に応じないことは同項に違反するおそれがあるため、これを厳に行わないこと。

(参考2)

- 国土交通省HP「各種スライド条項（全体スライド、単品スライド、インフレスライド）について」
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000101.html

6. 技術者・技能者等の効率的活用について

(1) 技術者の専任等に係る取扱い等について（適正化指針 第2 5 (5)）

建設業法第26条第3項ただし書による専任の特例による監理技術者の兼務、同法第26条の5による特例による特定営業所技術者と監理技術者の兼務、監理技術者等の専任を要しない期間の設定等を含む監理技術者等の専任に係る取扱いや現場代理人の常駐義務緩和に関する運用等については、「監理技術者制度運用マニュアル」（令和7年1月28日付け国不建技第147号）や「現場代理人の常駐義務緩和に関する適切な運用について」（平成23年11月14日付け国土建第161号）を参考として、適切に対応すること。

(2) 情報通信技術の活用について（適正化指針 第2 5 (6)）

入契法第17条第2項の規定に基づき、建設業法第25条の28第3項による「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」を踏まえ、建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関する措置が適確に講じられるよう、下請業者も含む建設業者によるシステムの活用に当たっての支援、建設業者向け研修会の開催、公共工事の施工における関係者の円滑な連携の促進等の援助など、当該建設業者に必要な助言、指導等の援助を行うよう努めること。

(3) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注について（適正化指針 第2 2 (1)）

工事の発注量や労務の需給に係る状況等から技術者や技能労働者の不足が懸念される地域では、技術者等を有効活用するため、複数の工区をまとめて発注するなど、品確法第7条第1項第7号も踏まえ、地域の実情等に応じて適切な規模での発注を行うこと。

なお、復旧・復興事業による工事量の増大が見込まれる被災地域等においては、当該地域における建設業者数や技術者数等を踏まえ、適切な規模での発注が行われるよう特に配慮するとともに、状況に応じた適切な地域要件の設定、後述するJV制度の活用等、必要な対策を機動的に講じること。

(4) JV制度の活用について（適正化指針 第2 2 (1)）

共同企業体（JV）は工事の安定的施工の確保を図る上で有効なものである。一方で過去にその弊害も指摘されていることから、活用に当たっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17

日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号)第二)に従った共同企業体運用基準を各団体において策定及び公表した上で、これに基づき活用すること。また、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用する復旧・復興建設工事共同企業体について、品確法第7条第1項第9号も踏まえ、大規模災害発生時の技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。

7. 書類の簡素化・電子化等の推進、情報の公表について（適正化指針 第2～6（2）等）

公共工事における受発注者双方の業務負担の軽減、生産性向上や働き方改革を推進するため、入札及び契約に関する書類や工事関係書類の簡素化等に努めること。

公共工事に係る手続きや書類の電子化を推進し、各種情報の効率的な交換やペーパーレス化による事務の簡素化を図るため、電子入札システム、電子契約システムやA S P等の情報共有システムなどの必要なシステムの整備等に努めること。特に工事関係書類の簡素化や電子化に関する取組については、関東地方整備局において「土木工事電子書類スリム化ガイド」を策定し、公表しているほか、各地方整備局においても、「土木工事書類作成マニュアル」等を策定（参考3）し、運用しているため、こうした取組も参考に、工事関係書類の簡素化・I T化（電子化）に努めること。

また、入契法第7条及び第8条に基づく、入札及び契約に係る情報の公表を確実に実施するとともに、その公表に当たっては、原則としてインターネットを利用する方法を用いること。なお、当該情報の公表が行われていない状態は法律に違反している状態であり、直ちに是正すること。

（参考3）

○北海道開発局「土木工事書類作成マニュアル（案）、工事書類の簡素化 Q&A」
<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/ud49g700000012w9.html>

○東北地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類簡素化のポイント」
<https://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/tokkibetten.html>

○関東地方整備局「土木工事電子書類スリム化ガイド、土木工事電子書類作成マニュアル」
<https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000037.html>

○北陸地方整備局「土木工事現場必携〔土木工事書類作成マニュアル編〕」
<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/index.html>

○中部地方整備局「土木工事書類作成提出要領、土木工事電子書類スリム化ガイド」

- <https://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/index.htm>
- 近畿地方整備局「土木工事書類作成マニュアル（案）、土木工事書類作成スリム化ガイド」
https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/gijutsukanri/index.html
- 中国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、土木工事書類スリム化の手引き」
<https://www.cgr.mlit.go.jp/corporate/manual/index.html>
- 四国地方整備局「土木工事書類作成マニュアル、工事関係書類等の適正化指針」
http://www.skr.mlit.go.jp/etc/tutatu/03_kensa.html
- 九州地方整備局「土木工事書類省力化ガイド」
http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou.html
- 内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部「土木工事書類作成マニュアル（案）」
<https://www.ogb.go.jp/kaiken/koji/007771>

8. 入札契約手続の迅速化等について（適正化指針 第2 2 (1)）

入札契約手続の迅速化等を通じた着実な事務の執行を図るため、入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化や技術審査・評価業務の効率化、事業執行の迅速化や効率化に資する適切な規模での発注、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に基づく随意契約（いわゆる不調隨契・不落隨契）の活用等により、事務の改善及び効率化に努めること。

特に災害復旧事業については、手続きの透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期集中的に行う必要があることから、平成29年7月に国土交通省において策定された「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」も参考として、応急復旧事業や緊急度が極めて高い本復旧事業について随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第5号）を、それ以外の復旧事業について指名競争入札方式を活用する等により、可能な限り手続に要する期間の短縮に努めること。

9. 地域の建設業者の受注機会の確保について（適正化指針 第2 2 (1)）

品確法第7条第1項第7号及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）に基づく「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（令和7年4月22日閣議決定）を踏まえ、地域の建設業者の活用により円滑かつ効率的な施工が期待できる工事等の発注に当たっては、適切な地域要件の設定、地域への精通度等の適切な企業評価、分離・分割発注などの適切な規模での発注に努めるなど、引き続き地域の建設業者の受注機会の確保に努めること。

10. 就労環境の改善について（適正化指針 第2 4 （1）等）

令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算等による経済効果の早期発現のためには、発注者から元請企業、下請企業を通じて技能労働者に至るまで適切に支払が行われることが重要である。そのため、適切な価格での契約に努めるとともに、「建設業における社会保険等未加入対策について」（平成28年6月16日付け總行行第123号・国土入企第6号）、「公共工事における社会保険等未加入対策について」（平成29年2月28日付け国土入企第26号）、「請負代金内訳書における法定福利費の明示による法定福利費の適切な支払いのための取組について」（令和3年12月1日付け總行行第419号・国不入企第33号）及び「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（令和7年2月17日付け国不入企第49号）を踏まえ、社会保険等未加入業者の排除や法定福利費を内訳明示した請負代金の内訳書の提出の促進とその適切な確認等の取組により技能労働者等への適切な水準の賃金や法定福利費の支払等を促進すること。また、前払金・中間前払金の活用、適正な工期の設定や柔軟な設計変更などにより技能労働者の就労環境の改善に努めること。加えて、外国人、女性や若者をはじめとする多様な人材の確保のための環境整備のため、公共工事の入札及び契約に際し、例えば、若手技術者や女性技術者などの登用を考慮して施工実績の要件を緩和した競争参加資格の設定、快適トイレの活用を含んだ仕様書の作成等、必要な措置を適切に講ずるよう努めること。

11. 公共工事に関する調査等の円滑な実施について（適正化指針 第2 5（4））

災害時をはじめとして、公共工事の円滑な施工確保のためには、公共工事に関する測量、地質その他の調査及び設計の円滑な実施が重要な役割を果たすものであることから、調査等の発注に当たっては、公共工事と同様に、適正な予定価格の設定、ダンピング対策の強化、適切な条件明示と必要な経費の計上、設計変更等の適切な実施、適正な履行期間の設定、実施時期の平準化、災害復旧事業における入札契約手続の迅速化、地域の業者の受注機会の確保、資金調達の円滑化のための取組、技術者等の就労環境の改善等に努めること。また、工事施工段階での手戻りを防止する観点から、特に設計をはじめ、完了した調査等が適正に実施されているかどうかの確認やその成果の的確な評価に努めること。

12. 建設業者の資金調達の円滑化のための取組について（適正化指針 第3）

建設企業が公共工事を円滑に実施するためには、当該建設企業が着工に必要な人員・資機材等を円滑に確保できるよう、前金払（中間前金払を含む。以下同じ。）を適切に実施することが重要であることから、未導入の団体については早急にその導入を図り、導入済の団体についても支払限度額を見直すとともに、地方自治法施行令等の規定により前金払をすることができる工事について

は、受注者である建設企業の意向も踏まえ、できる限り速やかに前金払を行うほか、中間前金払制度の手続の簡素化・迅速化など、前金払の迅速かつ円滑な実施に努めること。

また、地域建設業経営強化融資制度について、引き続き積極的な活用に努めるとともに、本制度の趣旨を踏まえ、債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努めること。

1.3. 地域の建設業団体等との緊密な連携について（適正化指針 第4-3）

地域の建設企業が円滑に施工を行うことができる環境の整備により「第1次国土強靭化実施中期計画」等による事業の着実な実施が図られるよう、地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携を図ることにより、公共工事の受注環境等の把握に努め、工事の円滑な発注や入札・契約の適正化等に努めること。

全警協発第15号
令和8年1月16日

協会長 各位

(一社)全国警備業協会
専務理事 黒木 慶英

建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費及び
賃金支払いの確保について（周知依頼）

謹 啓

貴協会におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、みだしの件につきまして、警察庁生活安全局生活安全企画課長から当協会会长に対し、別紙文書のとおり周知依頼がございました。

本周知依頼は、令和7年12月2日、中央建設業審議会において、改正建設業法（令和6年6月14日公布※1）に基づく「労務費に関する基準」が勧告（別紙文書の別添1）され、併せて、「建設工事における交通誘導警備員の基準値（別紙文書の別添2）※2」（以下「交通誘導警備員基準値」という）が策定され、同月12日に改正建設業法が施行されたことを受けて、依頼されたものであります。

「交通誘導警備員基準値」は、数値は公共工事設計労務単価（令和7年度）と同様でありますが、適正な労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請一下請間、下請間の全ての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを目的として策定されたものであります。従って、毎年公表される公共工事設計労務単価とは、目的・内容が異なるものであり、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保及び賃金支払いの実効性が確保されることが重要となります。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本趣旨を御理解の上、管内加盟員に対し、本依頼文を周知していただくとともに、各加盟員において、建設工事における交通誘導に従事した警備員への適正な賃金の支払い等について、「『労務費に関する基準』の運用方針（別紙文書の別添3）」に沿った対応をとっていただき、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と賃金の支払いが確保されますよう、併せて周知をお願い申し上げます。

また、「交通誘導警備員基準値」が勧告されたことを受け、別紙文書に記載のとおり、本年12月9日に警察庁から国土交通省に対し、「貴省所管の建設業界団体等に対し、交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの徹底を周知していただき、建設業法の枠組みにおいても実効性を確保するとともに、適正取引等が推進されますようお願いいたします。」が盛り込まれた通知（別紙文書の別添4）がなされています。加えて、同月10日に国土交通省から各地方整備局等建設業担当部局長、各都道府県建設業担当部局長、各都道府県総務部長（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）・議会事務局長（議会事務局扱い）、各指定都市総務局長（財政担当課、入札契約担当課扱い）・議会事務局長（議会事務局扱い）、各省各庁公共工事発注担当課長・特殊法人等所管担当課長、建設業団体の長、民間発注者団体の長及び建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会構成団体宛てに対し、「建

設工事における交通誘導警備分の労務費に係る適正な労務費の確保と警備業者への支払い」が盛り込まれた通知（別紙文書の別添5、P10（10））がなされています。

これら2つの通知は、今後、交通誘導警備業務を実施している加盟員が、発注者から交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）を確保するための後押しをしてくれる内容となっておりますので、併せて周知をお願い申し上げます。

なお、本件に関する詳細な内容につきましては、令和8年1月29日（木）、下記によりWebセミナーを開催し、警察庁、国土交通省等からご説明をさせていただくこととしておりますので、併せて周知をお願い申し上げます。

謹　白
記

1　日時

令和8年1月29日（木）　14時から16時

2　参加対象者

Webセミナーへの参加を希望する加盟員
※ 各都道府県協会事務局の聴講も可能です。
※ システムの都合上、定員に限りがあります。

3　講師

警察庁及び国土交通省担当官
 松尾 浩三 氏
（一社）全国警備業協会 理事
（一社）岡山県警備業協会 会長

3　開催方法

Cisco Webex Eventsにより実施

4　参加方法

下記URLにアクセスし、必要情報を入力の上、登録をお願い致します。

<https://ajssa2.webex.com/weblink/register/r73705f3b715f11315ee68805dad55e8f>



登録すると、メールが送られてきますので、当日になりましたらメールの「ウェビナーに参加する」（表示されない場合は「ウェビナーのリンク」）から参加をお願い致します。

5　資料

セミナー資料等については、当日午前中まで下記URLに格納致します。

※ ダウンロード期限は令和8年2月9日（月）となります。

https://apps.rd.rinfra.ricoh.com/public/GyWUQA7huw8A6bMBQFybWDaR_ADWnpKt31kY

6 注意点

- (1) 回線の都合、システムの不具合等により、「Web配信を視聴できない」などがあるかもしれません、ご了承くださいますようお願い致します。
- (2) 当日は事前登録いただいたメールアドレスをご入力下さい。

以上

<参考資料>

※1 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一

部を改正する法律（令和6年6月14日公布）

※2 労務費に関する基準ポータルサイト <https://roumuhi.mlit.go.jp/>

別紙文書

警察庁丁生企発第 799 号
令和 7 年 12 月 23 日

一般社団法人全国警備業協会会長 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費及び賃金支払い
の確保について（通知）

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 12 月 2 日、中央建設業審議会において、改正後の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第 34 条第 2 項に基づく「労務費に関する基準¹」（以下「本基準」という。）が勧告されました。

また、価格交渉時の適正な労務費（賃金の原資）の確保をより円滑に進める観点で、国土交通省において策定する本基準を踏まえた適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」という。）として、「建設工事における交通誘導警備員の基準値²」が策定されました。

本基準については、適正な労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを目的として作成されたところ、建設工事の安全で円滑な施行を確保する役割を担う警備業としても、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保及び賃金支払いの実効性が確保されることが重要となります。

貴協会におかれましては、各都道府県警備業協会及び各加盟員に対し、本依頼文を周知していただくとともに、各加盟員において、建設工事における交通誘導に従事した警備員への適正な賃金の支払い等について、「『労務費に関する基準』の運用方針³」に沿った対応をとっていただき、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と賃金の支払いが確保されますようお願い申し上げます。

なお、本基準が勧告されたことを受け、本年 12 月 9 日に当庁から国土交通省に対し、「建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と支払いの実効性の確保依頼について」（令和 7 年 12 月 9 日付け、警察庁丁生企発第 750 号）を通知している他、同月 10 日に国土交通省から各地方整備局等建設業担当部局長、各都道府県建設業担当部局長、各都道府県総務部長（市区町村担当課、財政担当課、入札契約担当課扱い）・議会事務局長（議会事務局扱い）、各指定都市総務局長（財政担当課、入札契約担当課扱い）・議会事務局長（議会事務局扱い）、各省各庁公共工事発注担当課長・特殊法人等所管担当課長、建設業団体の長、民間発注者団体の長及び建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会構成団体宛てに「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律の全面施行について」（令和 7 年 12 月 10 日付け、国不建第 124 号—第 130 号、国不建振第 183 号、国官参建第 99 号）が通知されているため、参考として添付いたします。

以上

¹ 「労務費に関する基準」（中央建設業審議会、令和 7 年 12 月 2 日公表）

² 「建設工事における交通誘導警備員の基準値」（国土交通省、令和 7 年 12 月公表）

³ 「『労務費に関する基準』の運用方針」（国土交通省、令和 7 年 12 月公表）

国土交通省中建審第1号
令和7年12月2日

公共発注者の長 殿
建設業団体の長 殿
民間発注者団体の長 殿

中央建設業審議会会長 大久保哲夫

労務費に関する基準の実施について

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により扱い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号）によって、中央建設業審議会は、建設工事の労務費に関する基準を作成し、その実施を勧告することができることとされました。

このため、中央建設業審議会では、令和6年9月に労務費の基準に関するワーキンググループを設置し、令和7年10月の第11回ワーキンググループにて、労務費に関する基準案をとりまとめました。

この労務費に関する基準案について中央建設業審議会で審議を行った結果、別紙のとおり基準を作成することといたしましたので、その実施について格段のご配慮を賜りたく、建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第2項の規定に基づき勧告いたします。

以上

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

▶ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。

▶ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。

▶ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積ること、また、注文者がそれを尊重することが必要。

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様			
工事の種類 標準的な規格・仕様 □□□		歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」			
××の種類 △△△の種類		算出根拠（内訳）			
労務費の基準値(例) 1,754(円/m ²)		日当たり作業量 (参考値) m ² /人・日 =1÷0.06 人・日/m ²			
内訳		日当たり作業量 (参考値) 施工単位当たり歩掛け合計の逆数			
面積		算出に使用した設計労務単価と歩掛け合計の逆数			
施工単位当たり歩掛 (人・日/m ²)		算出に使用した設計労務単価と歩掛け合計の逆数			
●●工 0.05		設計労務単価 (円/人・日)			
■■作業員 0.01		施工単位当たり歩掛け合計の逆数 1,500.00			
合計		25,400			
1,754.00		254.00			
合計		1,754.00			
設計労務費基準値：令和3年3月から適用する公共工事設計労務費基準値（東京）による 労務歩掛け：△△△による 設計労務単価：歩掛けと施工単位当たり歩掛けの合計の逆数から算出した参考値。 「日当たり作業量（参考値）」は、種類を問わず、「施工単位当たり歩掛け」の合計の逆数から算出した参考値である。					
【代表的な歩掛けの作業内容】 □□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業 【条件】 ・条件は以下の通り。 ×××の種類：△△△ △△△の種類：△△△ ◆◆◆◆が必要な場合は別途計算する。 【留意点】 ・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な効率化作業や機器運搬等がある場合には、現場で考慮し、適切な補正を行なう必要がある。 ……（例えば、作業に当たっての制約条件（作業場所の広さ等）など[条件]を補足する内容を記載することを想定）を基本とする なお、上記条件で異なる場合には、各自の建設工事の実態に即して、適切な補正を行な必要がある。					

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛けの作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m	代表的な歩掛けの作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を示す
※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、13職種分野99工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中20業種に対応）

職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで計25の職種別意見交換会を実施。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和7年12月までに、13職種分野99工種（作業）について、国土交通省において「労務費の基準値」を公表。（建設業許可業種全29業種中15業種の何らかの作業に応じ）
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1

※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順
※2引き続き調整中の基準値を含む

開催した職種別意見交換会と構成員※1		凡例
(全職種共通)建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		○：基準値として公表 ●：(令和7年12月時点) ●：調整中
型枠	○ 日本国型枠工業協会	板金・屋根ふき ● 全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会
鉄筋	○ 全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会	解体 ● 全国解体工事業団体連合会
住宅分野	○ 住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会	鉄骨 ● 鉄骨建設業協会
左官	○ 日本左官業組合連合会	トンネル ● 日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
電工※2	○ 全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業会	防水 ● 全国防水工事業協会
塗装	● 日本塗装工業会	潜かん ● 日本圧気技術協会
とび	○ 日本建設躯体工事業団体連合会、日本窓工業連合会	さく岩 ● 日本発破・破碎協会
内装	● 全国建設室内工事業協会、全日本畠事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畠産業協会	切断穿孔 ● ダイヤモンド工事業協同組合
空調衛生※2	○ 全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会	タイル・ サッシ・ ガラス ● 建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
土工※2	○ 全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会	エクステリア ● 日本エクステリア建設業協会 橋梁 ● 日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレス・コンクリート建設業協会、 プレストレス・コンクリート工事業協会 警備 ● 全国警備業協会 造園 ● 日本造園組合連合会、日本造園建設業協会 上下水道 ● 全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会 土間 ● 日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

建設工事における交通誘導警備員の基準値

区分 県別	交通誘導警備員A		交通誘導警備員B	
	労務費の基準値	「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」を含めた参考値	労務費の基準値	「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」を含めた参考値
北海道	17,500 (円/日)	24,675 (円/日)	14,600 (円/日)	20,586 (円/日)
青森県	16,300 (円/日)	22,983 (円/日)	14,100 (円/日)	19,881 (円/日)
岩手県	17,200 (円/日)	24,252 (円/日)	14,600 (円/日)	20,586 (円/日)
宮城県	18,700 (円/日)	26,367 (円/日)	15,700 (円/日)	22,137 (円/日)
秋田県	16,500 (円/日)	23,265 (円/日)	14,000 (円/日)	19,740 (円/日)
山形県	18,800 (円/日)	26,508 (円/日)	15,800 (円/日)	22,278 (円/日)
福島県	18,900 (円/日)	26,649 (円/日)	15,800 (円/日)	22,278 (円/日)
東京都	20,200 (円/日)	28,482 (円/日)	17,600 (円/日)	24,816 (円/日)
茨城県	18,800 (円/日)	26,508 (円/日)	17,200 (円/日)	24,252 (円/日)
栃木県	18,700 (円/日)	26,367 (円/日)	16,200 (円/日)	22,842 (円/日)
群馬県	17,600 (円/日)	24,816 (円/日)	15,600 (円/日)	21,996 (円/日)
埼玉県	18,700 (円/日)	26,367 (円/日)	16,700 (円/日)	23,547 (円/日)
千葉県	19,300 (円/日)	27,213 (円/日)	16,900 (円/日)	23,829 (円/日)
神奈川県	19,900 (円/日)	28,059 (円/日)	17,500 (円/日)	24,675 (円/日)
新潟県	18,300 (円/日)	25,803 (円/日)	16,300 (円/日)	22,983 (円/日)
山梨県	18,200 (円/日)	25,662 (円/日)	16,100 (円/日)	22,701 (円/日)
長野県	16,700 (円/日)	23,547 (円/日)	14,200 (円/日)	20,022 (円/日)
静岡県	20,200 (円/日)	28,482 (円/日)	16,700 (円/日)	23,547 (円/日)
富山県	18,200 (円/日)	25,662 (円/日)	17,000 (円/日)	23,970 (円/日)
石川県	19,000 (円/日)	26,790 (円/日)	16,900 (円/日)	23,829 (円/日)
福井県	18,200 (円/日)	25,662 (円/日)	15,800 (円/日)	22,278 (円/日)
岐阜県	19,600 (円/日)	27,636 (円/日)	16,900 (円/日)	23,829 (円/日)
愛知県	20,900 (円/日)	29,469 (円/日)	17,200 (円/日)	24,252 (円/日)
三重県	19,700 (円/日)	27,777 (円/日)	16,300 (円/日)	22,983 (円/日)
滋賀県	17,500 (円/日)	24,675 (円/日)	14,700 (円/日)	20,727 (円/日)
京都府	17,600 (円/日)	24,816 (円/日)	14,200 (円/日)	20,022 (円/日)
大阪府	17,400 (円/日)	24,534 (円/日)	15,000 (円/日)	21,150 (円/日)
兵庫県	17,800 (円/日)	25,098 (円/日)	14,700 (円/日)	20,727 (円/日)
奈良県	17,900 (円/日)	25,239 (円/日)	14,900 (円/日)	21,009 (円/日)
和歌山县	17,300 (円/日)	24,393 (円/日)	14,700 (円/日)	20,727 (円/日)
鳥取県	17,800 (円/日)	25,098 (円/日)	14,300 (円/日)	20,163 (円/日)
島根県	17,800 (円/日)	25,098 (円/日)	15,200 (円/日)	21,432 (円/日)
岡山县	18,500 (円/日)	26,085 (円/日)	16,100 (円/日)	22,701 (円/日)
広島県	18,500 (円/日)	26,085 (円/日)	15,700 (円/日)	22,137 (円/日)
山口県	18,000 (円/日)	25,380 (円/日)	15,100 (円/日)	21,291 (円/日)
徳島県	16,700 (円/日)	23,547 (円/日)	15,000 (円/日)	21,150 (円/日)
香川県	16,800 (円/日)	23,688 (円/日)	15,100 (円/日)	21,291 (円/日)
愛媛県	16,000 (円/日)	22,560 (円/日)	13,600 (円/日)	19,176 (円/日)
高知県	15,100 (円/日)	21,291 (円/日)	12,800 (円/日)	18,048 (円/日)
福岡県	16,600 (円/日)	23,406 (円/日)	14,900 (円/日)	21,009 (円/日)
佐賀県	16,500 (円/日)	23,265 (円/日)	14,600 (円/日)	20,586 (円/日)
長崎県	16,700 (円/日)	23,547 (円/日)	15,600 (円/日)	21,996 (円/日)
熊本県	16,200 (円/日)	22,842 (円/日)	14,200 (円/日)	20,022 (円/日)
大分県	16,400 (円/日)	23,124 (円/日)	13,400 (円/日)	18,894 (円/日)
宮崎県	16,400 (円/日)	23,124 (円/日)	13,000 (円/日)	18,330 (円/日)
鹿児島県	17,500 (円/日)	24,675 (円/日)	15,000 (円/日)	21,150 (円/日)
沖縄県	15,300 (円/日)	21,573 (円/日)	13,000 (円/日)	18,330 (円/日)

【条件】

・条件は以下の通り。

○職種:交通誘導警備員A

職種「交通誘導警備員A」とは、警備業者の警備員（警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。）で、交通誘導警備業務（警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。）に從事する又 交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員で、以下の現場で従事するもの。

①高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。）において行うもの。

②道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が道路における危険を防止するため必要と認めるもの。

○職種:交通誘導警備員B

職種「交通誘導警備員B」とは、警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。

【留意点】

・交通誘導警備員及び建設機械の誘導員等の交通管理を行う場合の警備員の日当たりの労務費である。

・1人・日当たりの単価である。

・主な作業内容としては、上記条件における交通誘導警備を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約がある場合には、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある。

・本基準は所定労働時間内8時間当たりの単価であり、時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金は含まれないことから、作業時間帯等に応じた適切な補正を行う必要がある。

・高度な技能を要する場合は、現場毎に考慮し、適切な補正を行う必要がある（例えば、供用中の高速道路上をはじめ、危険度が高い現場や交通量が多い現場等）。

・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」を含めた参考値とは、労務費の基準値の41%（令和7年2月14日報道発表資料「建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表」による。）を加算した金額（参考値）である。

・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」とは、建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費（事業主負担分）、労務管理費、安全管理費、宿舎費等であり、これらの費用は労務費の基準値には含まれていない。

・「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。また、遠隔地からの労働者の流入を想定したものではない。

「労務費に関する基準」の運用方針

令和7年12月

国土交通省

以下省略

別添4

警察庁丁生企発第750号
令和7年12月9日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長 殿
国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材） 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と
支払いの実効性の確保依頼について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年12月2日、中央建設業審議会において、改正後の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第34条第2項に基づく「労務費に関する基準」（以下「本基準」という。）が勧告されました。また、価格交渉時の適正な労務費（賃金の原資）の確保をより円滑に進める観点で、国土交通省において策定する本基準を踏まえた適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」という。）として、建設工事における交通誘導警備員の基準値が策定されました。

本基準については、適正な労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請一下請問、下請問のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを目的として作成されたところ、委託事業者等から委託を受けた中小受託事業者等間においても、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの実効性が確保されるために、当庁において、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）に基づく価格転嫁に必要な指導・助言を行うとともに、建設工事における交通誘導に従事した警備員への適正な賃金の支払い等について、警備業界に周知を図っていく予定にしております。

つきましては、貴省において、貴省所管の建設業界団体等に対し、交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの徹底を周知していただき、建設業法の枠組みにおいても実効性を確保するとともに、適正取引等が推進されますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備業係
電話番号 03-3581-0141（3022）

国不建第124号
国不建振第183号
国官参建第99号
令和7年12月10日

各地方整備局等建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長
国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材）
(公 印 省 略)

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の
一部を改正する法律の全面施行について（通知）

建設業の処遇改善、働き方改革、生産性向上などの総合的な取組により担い手を確保し、建設業を持続可能なものとするため、令和6年6月14日に「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和6年法律第49号。以下「一部改正法」という。）が公布されました。

このうち、受注者に対する不当に低い請負代金による契約締結の禁止（建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3第2項関係）、受注者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止（建設業法第19条の5第2項関係）、建設工事の見積書に記載すべき事項の明記、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼の禁止等（建設業法第20条関係）、入札金額の内訳書に記載すべき事項の明確化（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入契法」という。）第12条関係）等に係る規定が令和7年12月12日から施行され、これにより一部改正法は全面施行されることとなります。

また、令和6年9月1日の一部改正法一部施行により、中央建設業審議会が労務費に関する基準（以下「労務費基準」という。）を作成・勧告できることとされたことを踏まえ、令和7年12月2日に同基準が同審議会から勧告されました。

これにより、上記の改正事項の施行と併せ、適正な労務費が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを図る制度的な枠組みが確立することになります。

貴職におかれましては、上記の趣旨を十分にご理解の上、下記一、の内容をご了知いただたくとともに、二、を踏まえ、適切な運用に当たって遺漏のないよう措置願

●建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律※1

令和6年6月14日公布（令和6年法律第49号）

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、**担い手の確保が困難。**

（参考1）建設業の賃金と労働時間

建設業*	432万円/年	2,018時間/年
全産業	508万円/年	1,956時間/年

*賃金は「生産労働者」の額

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和5年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（）内

[H9] 685万人（10.4%）	⇒ [R5] 483万人（7.2%）
-------------------	--------------------

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていくよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善、働き方改革、生産性向上**に取り組む必要。

処遇改善 賃金の引上げ

労務費への
しわ寄せ防止 資材高騰分の転嫁

働き方改革 生産性向上 労働時間の適正化
現場管理の効率化

↓ 担い手の確保 ↓

持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和7年12月12日施行

1. 労働者の処遇改善

それ以外：昨年中に施行

○労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化

→国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「労務費に関する基準」の勧告

・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告

○適正な労務費等の確保と行き渡り

・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止

→国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表
(違反建設業者には、現行規定により指導・監督)

○原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

発注者・元請

労務費確保のイメージ



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

○契約前のルール

- 資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
- 資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○契約後のルール

- 資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※ ※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

○長時間労働の抑制

・工期ダンピング対策を強化

(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示

○ICTを活用した生産性の向上

・現場技術者に係る専任義務を合理化(例、遠隔通信の活用)

・国が現場管理の「指針」を作成(例、元下間でデータ共有)

→特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場
管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化

(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



【目標・効果】・全産業を上回る賃金上昇率の達成（2024～2029年度）

(KPI) ・技能者と技術者の週休2日の割合を原則100%（2029年度）